

令和6年度 十和田市教育委員会 第1回定例会議事録

(公開分)

- 1 日 時 令和6年4月16日(火) 開会 午後2時30分
閉会 午後2時38分
- 2 場 所 十和田市役所 別館4階会議室
- 3 出席委員 丸井英子教育長、斗沢一雄委員、深瀬郁子委員、
小笠原拓司委員、坂本稔委員
- 4 説明員 浦田教育部長、乗田教育総務課長、江渡指導課長、
坂下スポーツ・生涯学習課長、畑山図書館長
- 5 事務局 教育総務課 櫻田課長補佐 松橋係長
- 6 会議録署名委員 坂本稔委員、深瀬郁子委員
- 7 記録者 教育総務課 松橋係長

・・・・・・開 会・・・・・・

○教育長 それでは会議を始めます。

○教育長 出席委員は定足数に達していますので、定例会は成立しました。

これより、令和6年度第1回定例会を開会します。

会議録署名委員は、坂本委員と深瀬委員にお願いします。

定例会の会期は、本日1日とします。

○教育長 それでは、議案を審議します。

○報告第1号 令和5年度教育費補正予算の専決処分について

○教育長 報告第1号の報告理由を、事務局からお願いします。

○**教育部長** 報告第1号 令和5年度教育費補正予算の専決処分について

今回の補正は急を要するため、教育長の臨時代理により、歳出を21,000,000円減額する補正予算の専決処分をするよう市長に申し出たものであります。

歳出についてご説明いたします。

教育総務課の小学校管理費につきましては、藤坂小学校改修工事の実績見込みにより4,000,000円の減額、中学校管理費につきましては、東中学校長寿命化改修工事設計業務委託の実績見込みにより3,000,000円の減額をしたものです。

市民図書館の図書館費につきましては、光熱水費の実績見込みにより7,000,000円の減額をしたものです。

スポーツ・生涯学習課の文化センター及び生涯学習センター費については、光熱水費の実績見込みにより7,000,000円の減額をしたものです。

以上であります。

○**教育長** ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○**教育長** 「なし」

○**教育長** 以上で、報告第1号は報告済みとします。

報告第2号 十和田市立小学校及び中学校事務専決及び代決規程の一部を改正する規定の制定について

○**教育長** 報告第2号の報告理由を、事務局からお願いします。

○**教育部長** 報告第2号 十和田市立小学校及び中学校事務専決及び代決規程の一部を改正する規定の制定について

今回の改正は急を要するため、教育長の臨時代理により、規程を改正したものであります。

改正内容といたしましては、指導書及び指導用資料は定価や発注数が決まっていることから、速やかに購入するため、これに限り校長の専決事項とするものであります。以上であります。

○**教育長** ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○**教育長** 「なし」

○教育長 以上で、報告第 2 号は報告済みとします。

報告第 3 号 十和田市学校運営協議会委員の委嘱について

○教育長 報告第 3 号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第 3 号 十和田市学校運営協議会委員の委嘱について

このたびの委嘱は、学校の管理運営の改善を図るため、学校運営協議会の指定校である三本木小学校ほか 19 校に、令和 6 年度学校運営協議会委員を委嘱するためのものです。

委員の任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

なお、会議を招集する時間的余裕がないと認め、十和田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、教育長の臨時代理により委嘱したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

以上であります。

○教育長 委員の任期をもう一度確認いたします。

○教育部長 委員の任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

○教育長 はい、分かりました。

ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○教育長 「なし」

○教育長 以上で、報告第 3 号は報告済みとします。

報告第 4 号 十和田市社会教育委員の解嘱について

○教育長 報告第 4 号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第 4 号 十和田市社会教育委員の解嘱について

このたびの解嘱は、十和田市社会教育委員古川貴紀氏、藤森裕之氏及び中村豊氏から辞職願が提出されましたので、令和 6 年 3 月 31 日をもって解嘱したものです。

なお、会議を招集する時間的余裕がないと認め、十和田市教育委員会の事務の委任

等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長の臨時代理により解嘱したので、同条第2項の規定により報告するものです。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○教育長 「なし」

○教育長 以上で、報告第4号は報告済みとします。

○教育長 次に、議案その2を審議します。

報告第5号 寄附の受納について

○教育長 報告第5号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第5号 寄附の受納について

寄附の受納について、匿名希望の方から現金100,000円の寄附採納願いが出され、令和6年4月9日に受納したことを、報告するものです。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○教育長 「なし」

○教育長 以上で、報告第5号は報告済みとします。

○教育長 これをもちまして、第1回定例会を閉会します。

．．．．．閉 会．．．．．